## 土木事業における信頼の心理要因分析\*

Psychological analysis of Trust in Infrastructure Planning\*

針谷雅幸\*\*・藤井聡\*\*\* By Masayuki HARIGAI\*\* · Satoshi FUJII\*\*

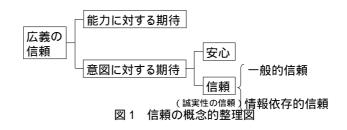
## 1. はじめに

土木事業に代表される公共事業においては、その受益者たる国民から公共事業の執行者(例えば政府)に対する「信頼」が存在していることは、欠くべからざる絶対的な必要条件である。なぜなら、ホッブスが予言するように、その公共事業が及ぼす範囲が長期広域に及べば及ぶほど、完全なる無政府状態においてその公共事業が実現化される見込みが低減していく、換言するなら、国民はその公共事業の計画と執行を行う権限を特定の代表者に委ねざるを得なくなっていくからである。そしてこの「委ねる」という行為こそ、「信頼する」という能動的行為に他ならないからである¹)。しかしながら、誠に遺憾ながらも「代表者」たる行政と住民の間の信頼関係は、現在、低下しつつあることを示唆する事例はいくつも報告されている²)。

この認識の下、本論文は、今後の土木事業における 国民の「信頼」に着目し、その概念定義から、醸成方 法・手段について研究を行い、合意形成を議論する上 での基礎的な理論基盤を構成する事を目的とする。

# 2. 既往研究

まず山岸 <sup>3)</sup>による信頼の分類・定義を示す。本研究では以降これに従う。一般に言われる「信頼」とは、図1における「広義の信頼」である。「広義の信頼」の定義は「相手が自分を搾取しないだろうという期待」である。ただし、この広義の信頼には、「能力に対する期待」と「意図に対する期待」の二つで構成される。能力に対する期待とは「相手が、やるといったことを実行できる能力を持っているという期待」であり、意図に対する期待とは「相手が、やるといったことに対



し、やる気があるという期待」である。

また、「意図に対する期待」も二つに分類でき、一つは「安心」であり、もう一つが「信頼」である。「信頼」とは「相手の誠実性・倫理観・人間性などに基づく、協力行動への期待」であり、「安心」の定義は「相手にとっての損得勘定に基づく協力行動への期待」である。本論文では、混乱を避けるために、ここで言う信頼を「誠実性の信頼」と呼ぶこととする。

さらに、「誠実性の信頼」も二つに分類でき、一つは 一般的信頼、もう一つは情報依存的信頼である。一般 的信頼の定義は「他者の誠実性の信頼のデフォルト値」 である。なお、一般に、一般的信頼の高い個人を高信 頼者、一般的信頼の低い個人を低信頼者と呼ぶ。また、 情報依存的信頼とは、「特定の相手に対する情報に基づ く誠実性の信頼」である。

さて、信頼回復に関する研究として山岸 3)は「針千本マシンの装着」による広義の信頼の向上を議論している。ここに「針千本マシン」とは、人間の喉に埋め込まれその人間が約束を破れば必ず千本の針を喉に送り込む仮想の装置である。土木事業の例で考えるなら、例えば、事業中止命令を持つ監視委員会を、行政手続き上明示的に位置づける行為等がそれに当たる。このような監視と制裁の機関たる「針千本マシン」を装着した他者に対して、人々は「自分の損失を恐れるが故に協力的に振る舞うだろう」と考え、「安心」することは期待できるであろう。しかしながら、「誠実性・倫理

<sup>\*</sup>キーワーズ:信頼 意識階分析 国は恒

<sup>\*\*</sup>正員 修士 近畿也方整備高定16可1事務所(〒573-1191 大阪府枚方市新町 22-10 tel.072-843-2861 E-mailharigai-m86iv@kkr.。mlit.go.jp)
\*\*\*正員博士東京工業大学大学院里工学形容壮大工学専切的教授(〒152.8552 東京都
目黒三大岡山2-12-1 tel.03-5734-2590 E-maild.jiji@plan.cxtitechac.jp)

性・人間性故に協力的に振る舞うだろう」という「誠 実性の信頼」が向上することは期待できない。さらに、 上述のような監視制裁機関を完全に機能させるために は、その監視制裁機関の監視制裁機関が必要とされる こともまた不可避である以上、その運営コストは膨大 なものとなる。すなわち、監視委員会の様な針千本マ シンによる信頼回復アプローチは、運営コストが膨大 であるばかりでなく、信頼の中心的概念たる「誠実性 の信頼」を向上させることはない(あるいはかえって 低下させてしまう<sup>3)</sup>)、という何とも皮肉な帰結が理論 的に予想されるのである。

一方、この矛盾を回避することを目的として、中谷 内・渡部 4は、自主的に針千本マシンを装着し、自主 的に安心を提供するならば誠実性の信頼が向上する、 という可能性を指摘した。これは、安心を自主的に提 供するという行為が自らの信頼性についてのサインを 他者に提供するためである。実際、彼等は、この仮説 を心理実験により検証し、その妥当性を確認している。

## 3. 理論仮説

## (1)事業者の対応の効果についての仮説

中谷内・渡部 4)を参考に、本研究では自主的に針千 本マシンを装着することによる効果を考える。そして、 自主的に針千本マシンを装着するという行為を見た 人々がその行為はいかなる理由によりもたらされたの か、という原因を推測する(すなわち、原因帰属 [attribution]する 5) 局面を考える。

この局面では、人々は、針千本マシン装着に、外発 的動機の存在を検討する(例えば、そうすることによ って何かメリットがあると期待して、装着したのでは ないか、と勘ぐる)かも知れない。もし外発的動機が 見出せたならば、人々は、針千本マシン装着の理由を、 針千本マシンを装着した個人の誠実性に帰属させるの ではなく、彼らが見出した外発的な動機に帰属させる こととなろう。ところが、そうした外発的動機の検出 に失敗すれば、人々は、針千本マシンを装着する行為 の原因を、行為者の内在的動機に帰属することとなる う。換言するなら「自主的に安心を提供するならば、 人々のその個人に対する誠実性の信頼が向上する」と いうことが予想される。つまり、

## (事業者の対応の効果についての仮説)

・自主的に針千本マシンを装着すれば、その主体に対 する誠実性の信頼が上がる。

- ・ただし、針千本マシンの装着がポーズであれば、誠 実性の信頼の上昇の効果は自主的に針千本マシンを 装着したときよりも小さくなる。
- ・強制的に針千本マシンを装着すれば、誠実性の信頼

# (2)広義の信頼と監視制裁欲求に関する仮説

広義の信頼の意味で他者を信頼している(すなわち、 裏切らないだろうと考えている)場合、監視し場合に よっては制裁しようと考える動機、すなわち、針千本 マシンの装着を強制しようとする動機(以降、監視制 裁欲求と呼ぶ)は低減するだろう。これは個人的利得 期待値の最大化を前提とした一般的な合理的選択理論 からも十分に予想される理論的帰結である。つまり、

(広義の信頼と監視制裁欲求に関する仮説)

・広義の信頼が向上すれば監視制裁欲求は低下する。

なお、以上の2つの仮説を組み合わせるなら、針千本マシン を「自ら」装着すれば、他者からの信頼が向上し、それを通 じて、針千本マシンを強制させようという動機を低減させる こととなる、ということが予想される。

#### 4. 心理実験

#### (1)実験内容

本研究では、先の仮説を検定するために、国土交通 省がいわゆる「談合」に関わる不祥事が発生している にも関わらず、道路建設計画を決定したという仮想事 件を報ずる新聞記事(図2)と国土交通省のその後の 対応についての文章の読了を要請する実験を行った。 被験者は東京工業大学の学生 216 名であり、彼等を自 主的に情報公開を行う「自主群」、自主的に情報公開を するもそれはポーズである「ポーズ群」、強制的に情報 公開をさせられる「強制群」、そして、情報提供を行わ



図2 実験で用いた新聞記事

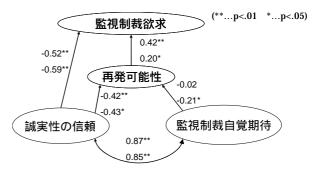
ない「統制群」のいずれかに無作為に割り付けた。国 土交通省の対応についての文章は、自主群について「国 土交通省は、要請された情報は全て公開する事を、世 論に強制されるまでもなく、自主的に取り決めました」、 ポーズ群について「国土交通省は、要請された情報は 全て公開する事を、世論に強制されるまでもなく、自 主的に取り決めました。ただしその取り決めは、住民 からの信頼を狙ったものにしか過ぎませんでした」強 制群について「国土交通省は、要請された情報は全て 公開する事を、世論に強く要請され、強制される形で 取り決めました」であった。なお統制群に関しては、 国土交通省の対応についての記述は提示しなかった。

調査項目は中谷内・渡部 4の調査票を参考に 7 段階 のリッカートスケールとした。実験の質問内容は、一 般的信頼5項目(ほとんどの人は基本的に正直である、 等) 誠実性の信頼5項目(国土交通省は誠実である、 等) 監視制裁欲求6項目(国土交通省の動きには普段 から目を光らせておくべき、等 ) 監視制裁自覚期待 5 項目(国土交通省は「世間から監視されている」とい う自覚がある、等 )、再発可能性 2 項目 (「国土交通省 は同様の談合事件を再び起こすであろう」という質問 を再発可能性1と、「今後、国土交通省は談合事件のよう なトラブルは起こさないだろう」という質問を再発可能性 2 と呼ぶ。再発可能性2は裏をとって扱った。)を尋ねた。 ここに、監視制裁自覚期待とは、「非協力行動をすれば 発覚し制裁されてしまう、という恐れを他者が自覚し ているであろう」というもので、これは安心が成立す る必要条件であり、本研究では安心の代理変数として 監視制裁自覚期待を測定することとした。また、広義 の信頼の尺度として裏を取った再発可能性を設定した。 (2)結果

係数は一般的信頼 5 項目が 0.85、誠実性の信頼 5 項目が 0.83、監視制裁欲求 6 項目が 0.72、 値向上に 寄与しない 3 項目を除く監視制裁自覚期待 2 項目が 0.72、再発可能性 2 項目が 0.66 であった。 値の低い 再発可能性に関しては個別に扱うが、それ以外は質問 項目の和を各心理尺度とする。

## a) 広義の信頼と監視制裁欲求に関する仮説検定

図1に示したように意図に対する期待は誠実性の信頼と安心から構成されており、かつ、3.(2)で述べたように広義の信頼は監視制裁欲求を下げる。先に述べた測定指標(「安心」を監視制裁自覚期待として、「広義の信頼」として再発可能性を測定)を加味してこれ



(注)上段は再発可能性1を用いた場合の標準化推定値 下段は再発可能性2を用いた場合の標準化推定値 図3 共分散構造分析による標準化係数推定結果

らの因果関係を図化すると図3の様にまとめられる。 再発可能性1と2の双方を用いて共分散構造分析を行った結果、RMSEAが再発可能性1の場合0.07、再発可能性2の場合0.08であり、モデルの妥当性が示された。また、いずれの場合においても因果パスは仮説通りの方向で有意であった。なお、誠実性の信頼と監視制裁自覚期待の間の共分散も有意であった。また、誠実性の信頼から監視制裁欲求への直接効果も有意であり、かつ、誠実性の信頼の方が監視制裁自覚期待よりも再発可能性に対してより大きな影響を及ぼしていることから、広義の信頼の向上、および監視制裁欲求の低下は、安心の向上でももたらされるものの、誠実性の信頼の向上によってより強く、直接的にもたらされる、ということが分かる。

#### b)各心理要因への行政の対応の影響

次に、実験条件の差異に着目することにより、行政の対応の効果を分析する。条件別心理要因平均値(標準偏差)を表 1 に示す。以下、群間差異についての t 検定結果を述べる。まず「誠実性の信頼」について有意差は見られなかった。「監視制裁欲求」について、自主群はポーズ群・強制群・統制群より有意に小さいと示された(vs ポーズ群: t=-1.67 vs 強制群: t=-1.41 vs 統制群: t=-2.08 )、「監視制裁自覚期待」については、ポーズ群は自主群とは有意な差はない(t=-1.30)が、ポーズ群は強制群・統制群より有意に大きい(vs 強制

表 1 条件別心理要因平均值

変数	自主群	ポーズ群	強制群	統制群
	M(SD)	M(SD)	M(SD)	M(SD)
	[n=55]	[n=54]	[n=53]	[n=54]
誠実性の信頼	14.80(5.59)	14.02(5.44)	13.60(5.35)	15.06(4.78)
監視制裁欲求	30.89(6.11)	32.79(5.76)	32.50(5.70)	33.04(4.55)
監視制裁自覚期待	6.49(3.11)	7.26(3.08)	5.15(2.27)	5.20(2.41)
再発可能性1	5.31(1.45)	6.07(1.03)	5.89(1.25)	5.89(1.02)
再発可能性2	5.64(1.38)	5.91(1.26)	5.96(1.26)	6.00(1.03)

(M:平均 SD:標準偏差)

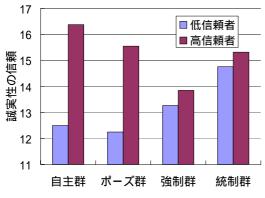


図4 条件別・一般的信頼別の誠実性の信頼

群 t=4.00; 統制群 t=3.86) と示された。また「再発可能性 1」について自主群が他 3 群より有意に小さいと示された(vsポーズ群 t=-3.17: vs 強制群: t=-2.21 vs 統制群: t=-2.41)。「再発可能性 2」においても自主群は統制群より小さい傾向が統計的に示された(t=-1.56)。

以上の結果は、自主的に情報公開を行った群においてのみ、再発可能性(広義の信頼)が低下し、監視制 裁欲求も低下する、ということを意味しており、本研究の仮説を支持している。

#### c)事業者の対応の効果についての仮説検定

林・与謝野 6、山岸 3などでは、信頼性を表す情報 が誠実性の信頼に及ぼす効果は、人々の一般的信頼に 依存することが指摘されている。この点を確認するた め、図4に一般的信頼に基づいて高信頼者/低信頼者 (一般的信頼尺度を 22 以上か 21 以下かで分類)毎の 誠実性の信頼の平均値を示した。自主群とポーズ群の 双方において、高信頼者と低信頼者間で誠実性の信頼 の有意差が見られた(自主群:t=2.38、ポーズ群: t=2.11)。またポーズ群や強制群については、高/低信 頼者のいずれにおいても統制群との間には有意差は見 られなかった。ただし,自主群と強制群のとの間につ いても、低信頼者については有意差は見られなかった が(t = -0.53) 高信頼者については有意差が見られた (t = 1.77)。この結果は、高信頼者は低信頼者よりも 自主的な情報公開によって誠実性の信頼を回復する傾 向が強いことを示している。

# 5. 結論

本研究は,人々が土木事業者を誠実であると認識し、 我々を裏切るような行為はしないであろうと信頼し、 そして、わざわざ監視や制裁をしなくても良いだろう、 と考えるようになる状態を導く条件とは何か、を探る ことを目的とするものであった。理論的検討と心理実

験の結果、その条件とは監視や制裁をされることを自 主的に申し出る(つまり自主的に針千本マシンを装着 する )というものであった。このことは ,情報公開に 代表されるような「人々に安心を提供するシステム」 が導入されさえずれば人々の信頼は獲得されるだろう という期待は、単なる誤りであることを意味している. そうしたシステムが, 例えば世論の声に押されて強制 的に導入されたものであったのならば, 信頼は向上せ ず、監視し制裁する欲求も低下しないばかりか、かえ って逆効果を導くかも知れない(実際表1に示したよ うに統制群よりも強制群の方が誠実性の信頼は低いと いう結果が得られた). おそらくは,「人々に安心を提 供するシステム」を非・自主的に導入したのなら、シ ステム運営のための人的・金銭的なコストばかりがか さむ一方で, 当初期待した成果は何も得られず, 場合 によってはかかえって逆効果を導いてしまう、という 甚だ遺憾な状況を導くことにもなりかねないのである.

ここで、仮に土木行政者が「誠実性を人々に認知さ れるためには自主的な対処が重要である」という心理 学的知見を理解し、そして信頼を得たいがため自主的 にある対処をしたとする。果たして、それで信頼が生 まれるだろうか?残念ながら、必ずしもそれでは信頼 は醸成されないであろうこともまた、予想される。な ぜなら、本研究では「自主的な情報公開であったとし ても、ポーズ群は広義の信頼は向上せず、監視制裁欲 求は低下しない」という結果も得られているからであ る。信頼醸成を目的とする限り、自主的な対処を行っ ても信頼が向上しない。信頼醸成を期待するためには, 土木事業者が他者から強制されるのでもなく、また信 頼醸成それ自体を目的とするのでもなく、各々の倫理 観・誠実性に従って公共の利益のために自ら行動を起 こし続けていく他に道はない。本研究の理論的・実証 的検討が暗示するものはそうした可能性なのである。

#### 参考文献

- Kreps, D. (1990) Corporate culture and economic theory. In J. Alt and K. Shepsle (EDs.), Perspectives on Positive Political Economy, Boston: Harvard Business School Press.
- 2) 大沼進、中谷内一也: 環境リスク政策における合意形成過程 の研究 千歳川放水路計画の事例調査(4) 、日本リスク研究学 会第 14 回研究発表会講演論文集、pp211-215、2001
- 3) 山岸俊男: 信頼の構造、東京大学出版会、1998
- 4) 中谷内一也、渡部幹: 信頼の構築 人質供出の自発性による 信頼関係の形成、日本社会心理学会第 43 回発表論文集、 pp.110-111、2002
- 5) Elliot Aronson: ザ・ソーシャル・アニマル、サイエンス社、1994
- 6) 林直保子、与謝野有紀: 一般的信頼と人物情報に対する敏感 さ 高信頼・低信頼者の情報パターンの対称構造について、日本社会心理学会第43回発表論文集、pp.112-113、2002